



ニッセイ高金利国債債券ファンド

愛称：スリーポイント

第155期決算 分配金のお知らせ

平素は格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは2019年6月24日に第155期決算を迎えましたが、基準価額の水準や市況動向等を総合的に勘案して、分配金(1万口当り、税引前)をこれまでの25円から15円に引き下げましたので、お知らせ申し上げます。

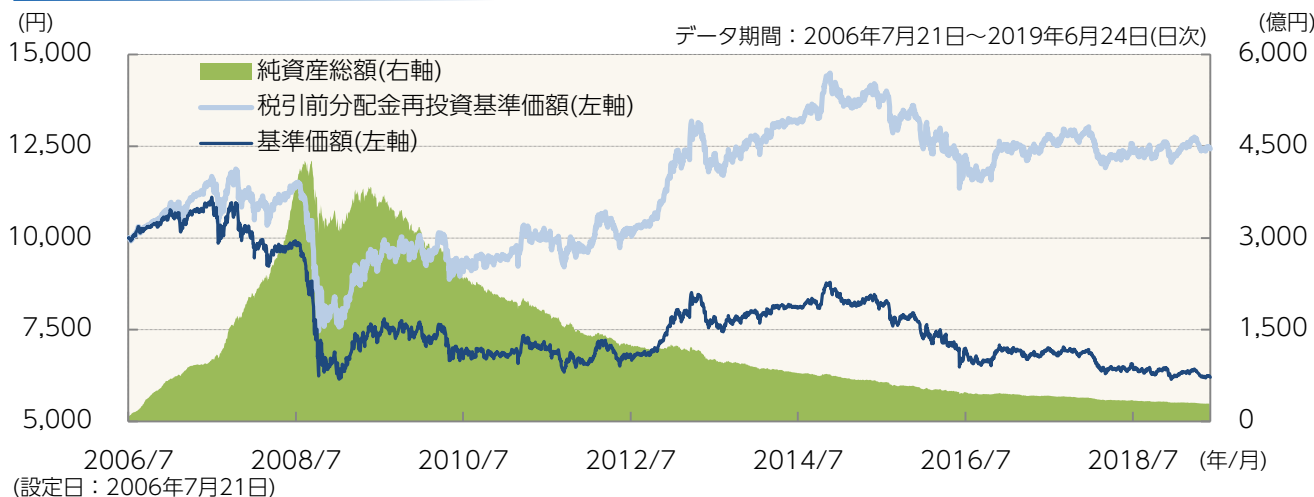
なお、次ページ以降では、分配金額を引き下げた背景などについてQ & A形式でご説明しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

今後も、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ってまいりますので、引き続きご愛顧たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

第155期決算 分配金と基準価額

決算	分配金(1万口当り、税引前)	基準価額
第155期 (2019/6/24)	15円	6,204円

基準価額・純資産の推移



分配の推移(1万口当り、税引前)

決算	第150期 (2019/1)	第151期 (2019/2)	第152期 (2019/3)	第153期 (2019/4)	第154期 (2019/5)	第155期 (2019/6)	設定来 累計額
分配金	25円	25円	25円	25円	25円	15円	5,455円
基準価額	6,230円	6,316円	6,340円	6,385円	6,220円	6,204円	

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります(個人受益者の場合)。

Q1：なぜ、分配金額を引き下げたのですか？

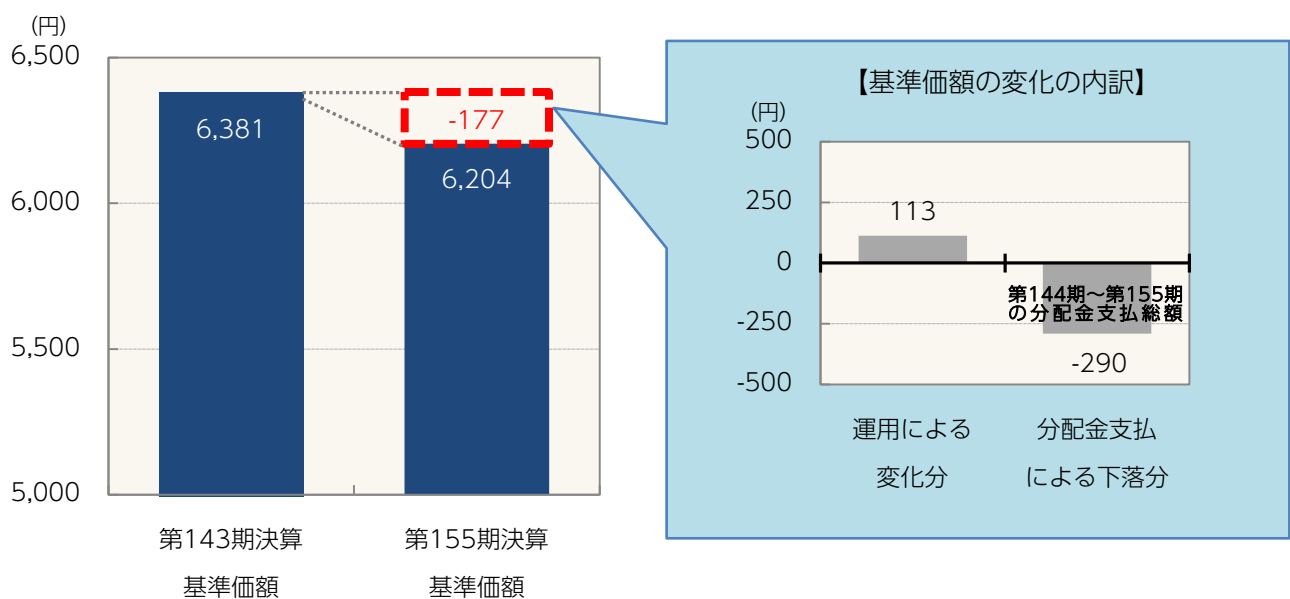
基準価額の水準が低下してきたことや市況動向等を総合的に勘案して、分配金額を変更いたしました。

分配金額は、基準価額の水準や市況動向等を総合的に勘案して、決算の都度、委託会社であるニッセイアセットマネジメントが決定しています。

当ファンドの基準価額は1年前の第143期決算(2018年6月22日)は6,381円でしたが、その後もおおむね6,000円台前半で軟調に推移しています。

今回の第155期決算では、このような基準価額の水準や市況動向等を総合的に勘案して、基準価額の上昇をめざしつつ、安定した分配を中長期的に継続するという観点から、分配金(1万口当り、税引前)をこれまでの25円から15円に引き下げました。

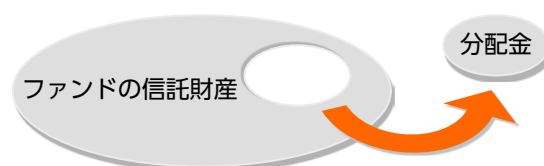
基準価額の変化 [第143期決算(2018年6月22日)～第155期決算(2019年6月24日)]



上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。分配金は1万口当り、税引前の金額を示しています。運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります(個人受益者の場合)。

<ご参考> ファンドで分配金が支払われるイメージ

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



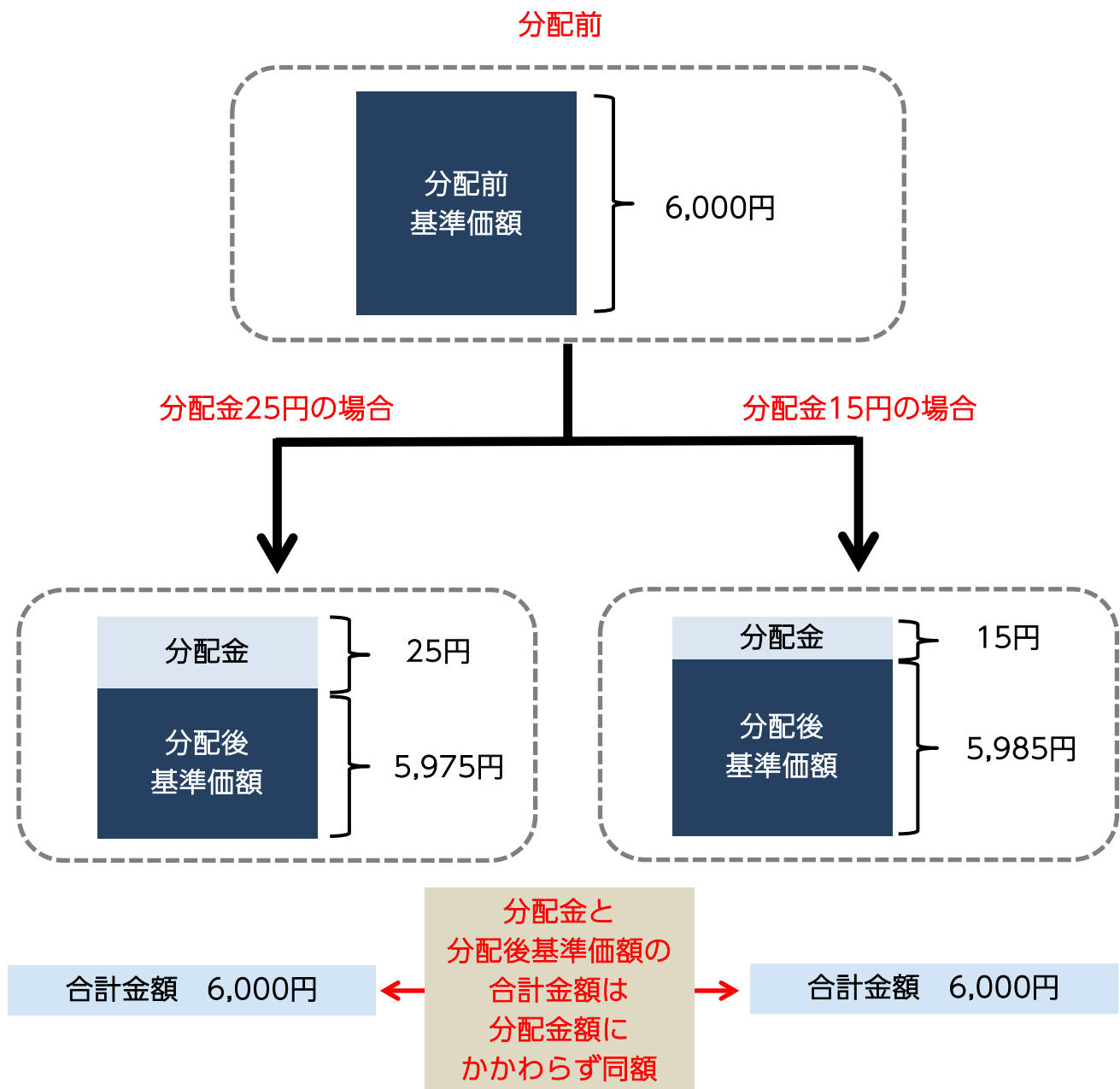
Q2：分配金を引き下げた分は、どこへ行ったのですか？

分配金の引き下げにともなう差額はファンドの信託財産に留保され、運用に振り向けられます。

分配金(1万口当り、税引前)を25円から15円に引き下げた場合、差額の10円はファンドの信託財産に留保されるため、分配金が25円の場合と比較して、分配後の基準価額が10円相当高くなります。

このように、分配金と分配後の基準価額の合計は、分配金額にかかわらず分配前の基準価額と同額となります。つまり、分配金が変動しても、投資家の皆様にとっての経済的な価値が変わるものではありません。

基準価額と分配金の関係(イメージ図)



上記は分配金と基準価額の関係をご理解いただくために数値例を示したものであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

Q3：分配金の多いファンドの方が運用成績が良いのですか？

分配金の多寡によってファンドの運用成績を判断することはできません。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資家の皆様にとっての投資成果は、基準価額の変化と受け取った分配金の合計になります。したがって、分配金の多寡によってファンドの運用成績を判断することはできません。ファンドの運用成績を判断するには、基準価額の変化と分配金の両方を加味した総合的な収益(トータル・リターン)をみる必要があります。

なお、ファンドのトータル・リターンは、分配金(税引前)を再投資したものとして計算される税引前分配金再投資基準価額でも示されます。当ファンドの税引前分配金再投資基準価額は、2006年7月の設定来で24.3%上昇しています(2019年6月24日現在)。

Q4：分配金額はいつ、だれが決定するのですか？

分配金額は、決算日当日に委託会社であるニッセイアセットマネジメントが収益分配方針に基づき決定します。

分配金額は、決算日当日にファンドの組入資産等の評価額が確定した後、委託会社であるニッセイアセットマネジメントが収益分配方針に基づき決定します。なお、決定された分配金額は、決算日の夕方以降にニッセイアセットマネジメントのホームページに公表されます。

当ファンドの収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 原則として配当等収益等を中心に分配を行うことをめざしますが、売買益(評価益を含みます)が発生した場合には、配当等収益に売買益等を加えた額から分配を行うこともあります。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

! 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

ファンドの特色

- ①信用力が高い先進国の国債などに分散投資します。
 - ②相対的に金利水準が高い3カ国程度の国債などに投資を行います。
 - ③毎月の分配をめざします。
- ※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。
- ④原則として、為替ヘッジ※は行いません。
- ※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

基準価額の変動要因

- ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のもものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

主な変動要因

債券投資 リスク	金利変動 リスク	金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。
	信用リスク	債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。
為替変動リスク		原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
流動性リスク		市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

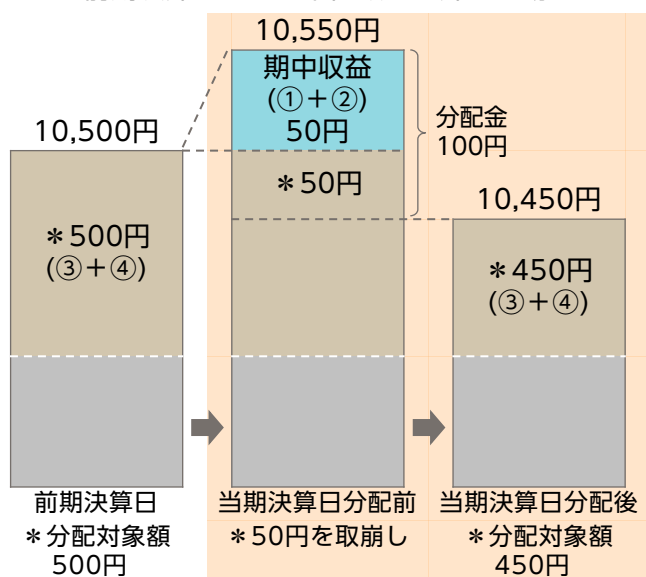
ファンドで分配金が支払われるイメージ



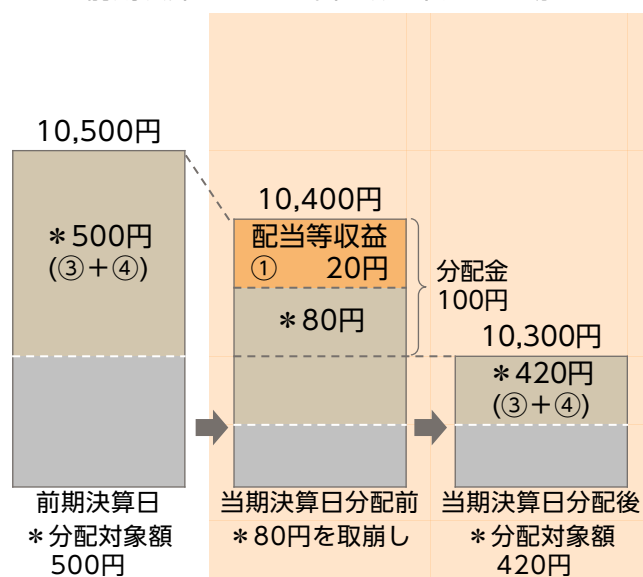
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



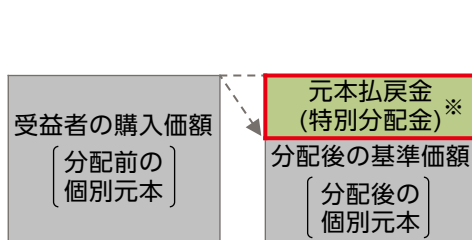
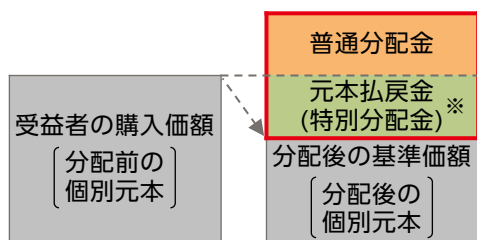
- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。
収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

❗ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金(特別分配金)が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

- 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	各販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金時	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
	申込不可日	ニューヨークまたはロンドンの銀行等の休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受け付けを行いません。
決算・分配	決算日	毎月22日(該当日が休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
その他	信託期間	無期限(設定日：2006年7月21日)
	繰上償還	委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

❶ ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料 (1万口当り)	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.16%*(税抜2.0%) を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 *消費税率が10%になった場合は、 2.2% となります。 ※ 料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金時	信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に 年率1.188%*(税抜1.1%) をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。 *消費税率が10%になった場合は、 年率1.21% となります。
	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.0108%*(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。 *消費税率が10%になった場合は、年率0.011%となります。
随時	その他の費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。

❶ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

❶ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ご留意いただきたい事項

- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のもとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- 当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は保険契約や金融機関の預金ではなく、保険契約者保護機構、預金保険の対象とはなりません。証券会社以外の金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。
- 当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、資金動向、市況動向等によっては方針通りの運用ができない場合があります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。

取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

取扱販売会社名	登録番号	金融商品取引業者	登録金融機関	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人一種金融商品取引業協会	取扱販売会社名	登録番号	金融商品取引業者	登録金融機関	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人一種金融商品取引業協会
SMB C日興証券株式会社	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	○	○	株式会社伊予銀行	四国財務局長(登金)第2号	○	○	○	○	○	○
株式会社SBI証券	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○	○	○	株式会社沖縄海邦銀行	沖縄総合事務局長(登金)第3号	○	○	○	○	○	○
カブドットコム証券株式会社	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○	○	○	株式会社香川銀行	四国財務局長(登金)第7号	○	○	○	○	○	○
九州FG証券株式会社	九州財務局長(金商)第18号	○	○	○	○	○	○	株式会社関西みらい銀行	近畿財務局長(登金)第7号	○	○	○	○	○	○
ごうぎん証券株式会社	中国財務局長(金商)第43号	○	○	○	○	○	○	株式会社きらぼし銀行(※)	関東財務局長(登金)第53号	○	○	○	○	○	○
四国アライアンス証券株式会社	四国財務局長(金商)第21号	○	○	○	○	○	○	株式会社熊本銀行	九州財務局長(登金)第6号	○	○	○	○	○	○
七十七証券株式会社	東北財務局長(金商)第37号	○	○	○	○	○	○	株式会社山陰合同銀行	中国財務局長(登金)第1号	○	○	○	○	○	○
高木証券株式会社	近畿財務局長(金商)第20号	○	○	○	○	○	○	株式会社滋賀銀行	近畿財務局長(登金)第11号	○	○	○	○	○	○
東海東京証券株式会社	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	○	○	株式会社七十七銀行	東北財務局長(登金)第5号	○	○	○	○	○	○
とうほう証券株式会社	東北財務局長(金商)第36号	○	○	○	○	○	○	株式会社十八銀行	福岡財務支局長(登金)第2号	○	○	○	○	○	○
西日本シティT T証券株式会社	福岡財務支局長(金商)第75号	○	○	○	○	○	○	株式会社十六銀行	東海財務局長(登金)第7号	○	○	○	○	○	○
野村証券株式会社	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	○	○	株式会社荘内銀行	東北財務局長(登金)第6号	○	○	○	○	○	○
浜銀T T証券株式会社	関東財務局長(金商)第1977号	○	○	○	○	○	○	株式会社常陽銀行	関東財務局長(登金)第45号	○	○	○	○	○	○
フィデリティ証券株式会社	関東財務局長(金商)第152号	○	○	○	○	○	○	株式会社親和銀行	福岡財務支局長(登金)第3号	○	○	○	○	○	○
北洋証券株式会社	北海道財務局長(金商)第1号	○	○	○	○	○	○	スルガ銀行株式会社	東海財務局長(登金)第8号	○	○	○	○	○	○
楽天証券株式会社	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	○	○	株式会社第四銀行	関東財務局長(登金)第47号	○	○	○	○	○	○
株式会社青森銀行	東北財務局長(登金)第1号	○	○	○	○	○	○	株式会社但馬銀行	近畿財務局長(登金)第14号	○	○	○	○	○	○
株式会社足利銀行	関東財務局長(登金)第43号	○	○	○	○	○	○	株式会社東邦銀行	東北財務局長(登金)第7号	○	○	○	○	○	○
株式会社イオン銀行	関東財務局長(登金)第633号	○	○	○	○	○	○	株式会社東北銀行	東北財務局長(登金)第8号	○	○	○	○	○	○

(※)現在、新規申込の取り扱いを行っておりません。

取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。
詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

取扱販売会社名	登録金融機関		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 一般社団法人 一般社団法人	一般社団法人 一種金融商品取引業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	取扱販売会社名	登録金融機関		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 一般社団法人 一般社団法人	一般社団法人 一種金融商品取引業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会
	金融商品取引業者	登録金融機関								金融商品取引業者	登録金融機関						
株式会社西日本シティ銀行	○	福岡財務支局長(登金)第6号	○						埼玉縣信用金庫	○	関東財務局長(登金)第202号	○					
株式会社肥後銀行	○	九州財務局長(登金)第3号	○						さがみ信用金庫	○	関東財務局長(登金)第191号						
株式会社福岡銀行	○	福岡財務支局長(登金)第7号	○						滋賀中央信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第79号						
株式会社北都銀行	○	東北財務局長(登金)第10号	○						空知信用金庫	○	北海道財務局長(登金)第21号						
株式会社北洋銀行	○	北海道財務局長(登金)第3号	○						但馬信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第67号						
株式会社北洋銀行(委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社)	○	北海道財務局長(登金)第3号	○						東京東信用金庫	○	関東財務局長(登金)第179号	○					
株式会社北陸銀行	○	北陸財務局長(登金)第3号	○						長野信用金庫	○	関東財務局長(登金)第256号	○					
株式会社三重銀行	○	東海財務局長(登金)第11号	○						長浜信用金庫	○	東海財務局長(登金)第69号						
株式会社宮崎銀行	○	九州財務局長(登金)第5号	○						沼津信用金庫	○	東海財務局長(登金)第59号						
株式会社横浜銀行	○	関東財務局長(登金)第36号	○						兵庫信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第81号	○					
伊万里信用金庫	○	福岡財務支局長(登金)第18号							広島信用金庫	○	中国財務局長(登金)第44号	○					
愛媛信用金庫	○	四国財務局長(登金)第15号							福岡ひびき信用金庫	○	福岡財務支局長(登金)第24号	○					
柏崎信用金庫	○	関東財務局長(登金)第242号							北海道信用金庫	○	北海道財務局長(登金)第19号						
観音寺信用金庫	○	四国財務局長(登金)第17号							大和信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第88号	○					
京都北都信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第54号							全国信用協同組合連合会	○	関東財務局長(登金)第300号						

委託会社【ファンドの運用の指図を行います】	ファンドに関するお問合せ先
ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第369号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会	ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター：0120-762-506 (午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます) ホームページ： https://www.nam.co.jp/
受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】	
三菱UFJ信託銀行株式会社	